

墨田区立学校施設使用条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案			現 行		
<p>（使用の不承認）</p> <p>第3条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の使用を承認しない。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 施設等を毀損するおそれがあるとき。</p> <p>(4) 〔略〕</p> <p>（使用承認の取消し等）</p> <p>第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 災害その他の事故により施設を使用することができなくなったとき。</p> <p>(4) 〔略〕</p> <p>（原状回復）</p> <p>第9条 使用者は、施設の使用を終了したとき、又は前条の規定により使用の承認を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、直ちに施設を原状に回復しなければならない。</p> <p>別表</p>			<p>〔同左〕</p> <p>第3条 〔同左〕</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 施設等をき損するおそれがあるとき。</p> <p>(4) 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第8条 〔同左〕</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 災害その他の事故により施設の使用ができなくなったとき。</p> <p>(4) 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第9条 使用者は、施設の使用を終了したとき又は前条の規定により使用の承認を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、直ちに施設を原状に回復しなければならない。</p> <p>別表</p>		
区分	使用料（1時間につき）		区分	使用料（1時間につき）	
	昼間	夜間		昼間	夜間
	午前9時から 午後6時まで	午後6時から 午後9時まで		午前9時から 午後6時まで	午後6時から 午後9時まで
屋内運動場	240円	410円	屋内運動場	220円	380円
教室（1教室につき）	80円	170円	教室（1教室につき）	〔同左〕	160円
校庭	200円	340円	校庭	190円	310円

集会施設	大	<u>1,020円</u>	<u>1,160円</u>
	小	<u>200円</u>	<u>230円</u>
柔道場		<u>380円</u>	<u>500円</u>
剣道場		<u>380円</u>	<u>500円</u>

付記

1・2 〔略〕

3 区内に住所を有する者その他の規則で定める者以外の者が使用する場合の使用料の額は、この表に定める額（付記2の規定による額を含む。）に当該額の5割相当額を加えた額とする。

集会施設	大	<u>930円</u>	<u>1,060円</u>
	小	<u>190円</u>	<u>210円</u>
柔道場		<u>350円</u>	<u>460円</u>
剣道場		<u>350円</u>	<u>460円</u>

付記

1・2 〔略〕

〔新設〕

付 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に使用承認を受けているものに係る使用料については、なお従前の例による。